

# 検討部会における検討の状況について

1. 主な検討課題 .....	1
2. 社会保障・雇用・教育	
(1) 東日本大震災における子供に対する支援のスケジュールのイメージ .....	2
(2) 子どもに対する就学支援について .....	3
(3) 震災で親をなくした子ども達の状況と支援対策について .....	4
(4) 東日本大震災に係る幼稚園への支援状況等について .....	5
3. 地域経済・産業	
(1-1) 産業別付加価値ウエイト .....	6
(1-2) 産業別就業者数ウエイト .....	7
(2) 農業と農村の復興に向けて .....	8
(3) 漁港の機能分担と今後の復旧・復興に向けて .....	9
4. 防災・地域づくり	
(1) 「防災・地域づくり」の検討事項 .....	10
(2) 地域類型と復興に向けた施策の方向性 .....	11
(3) 土地利用規制の関連法について .....	13
5. いわゆる「特区的な手法」のイメージについて .....	14

# 1. 主な検討課題

1

## ○ 社会保障・雇用・教育

- ・医療・介護・福祉の今後のモデルについて
- ・復興に係る雇用の取組の課題について
- ・教育・研究関係について 等

## ○ 地域産業・経済

- ・企業・産業の復興・再生について
- ・農林業・農山村の復興・再生について
- ・水産業・漁村の復興・再生について 等

## ○ エネルギー・環境

- ・エネルギー供給の現状について
- ・再生可能エネルギーの導入の現状及び課題について
- ・被災地における再生可能エネルギーの導入促進について 等

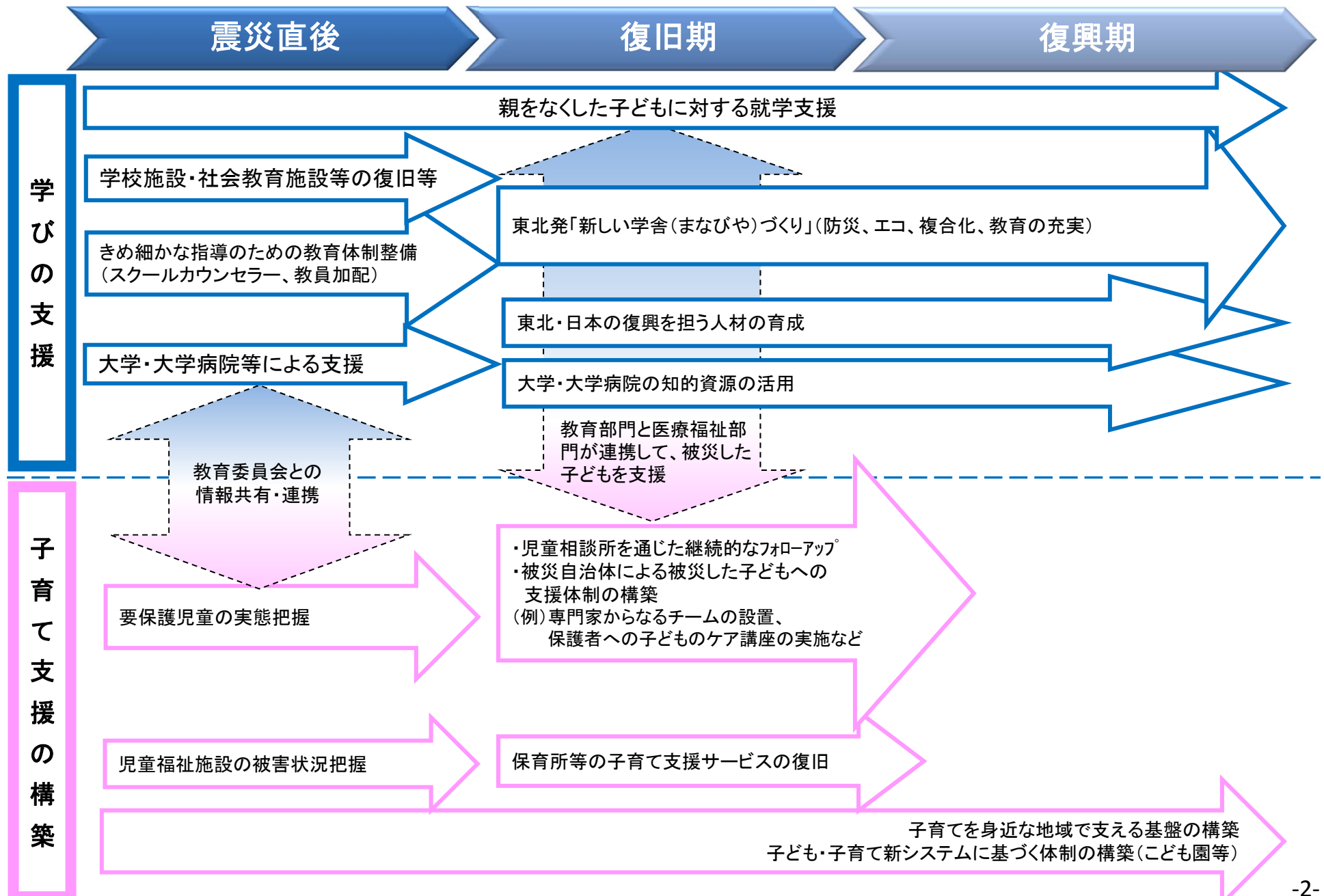
## ○ 防災・地域づくり

- ・災害に強いまちづくりについて
- ・土地利用規制、土地利用転換の仕組みの在り方について
- ・住民主体の地域づくりの在り方について
- ・(参考)いわゆる「特区的な手法」のイメージについて 等

## 2. 社会保障・雇用・教育

2

### (1) 東日本大震災における子どもに対する支援とスケジュールのイメージ



## 2. 社会保障・雇用・教育

2

### (2) 子どもに対する就学支援について

#### 【1 就学支援】

##### ① 経済的な支援について

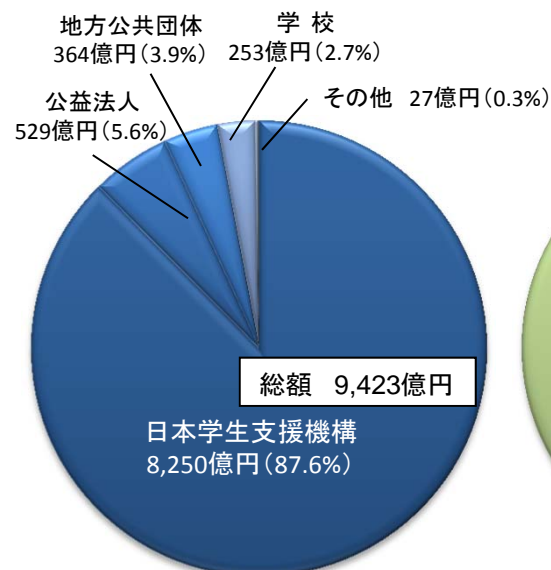
子どもに対する教育の機会均等を保障するため、経済的支援を行っている。

##### <主な施策>

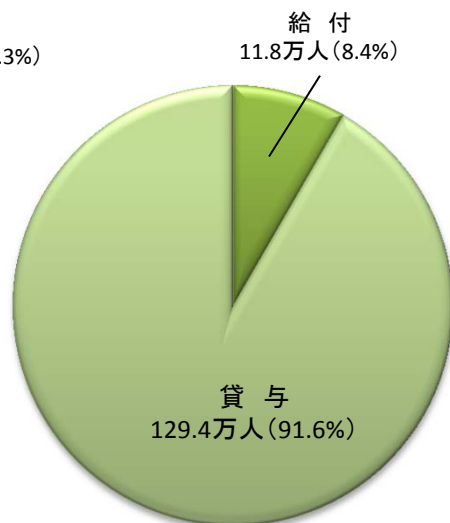
- ・幼稚園就園奨励費の補助
- ・義務教育段階の児童生徒への就学援助
- ・公立高校の授業料無償及び高等学校等就学支援金制度
- ・授業料の減免、奨学事業 など

##### ② 奨学事業について

- ・奨学事業については、(独)日本学生支援機構、地方公共団体、公益法人等により、それぞれの目的を明確化して実施。
- ・(独)日本学生支援機構は大学生等に対し、都道府県等は高校生等に対し、それぞれ奨学事業を展開。
- ・(独)日本学生支援機構は、大学生、短大生、専修学校生等に対して、奨学金を貸与(無利子, 有利子)。



【奨学金支給状況】



【給付・貸与奨学生数】

(平成19年度 (独)日本学生支援機構調べ)

#### 【2 東日本大震災の対応】

今回の大震災を受け、学習が困難となった児童生徒学生に対して教育の機会を保障するため、国や地方公共団体、民間・個人等が各取組を展開。

##### <国による主な取組>

- ・「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」を創設 (113億円)
- ・緊急採用奨学金(無利子)の貸与人員枠 約4,700人分を拡充(35億円)
- ・授業料等減免の拡充 (41億円)  
国立大学等:約1,400人分を拡充, 私立大学等:約4,600人分を拡充

##### <地方公共団体, 民間・個人による主な取組>

- ・いわての学び希望基金(仮称)(岩手県)～震災孤児等への支援金
- ・相馬市震災孤児等支援金(福島県相馬市)～震災孤児等への支援
- ・三菱商事緊急支援奨学金((株)三菱商事)～大学生への奨学金
- ・あしなが育英会特別一時金(あしなが育英会)  
～未就学児から大学生までの奨学金
- ・東日本大震災遺児育英資金(桃・柿育英会、安藤忠雄氏ほか)  
～小中高校生への資金援助
- ・東日本大震災こども未来基金(高成田亨氏ほか)  
～小中高校生への資金援助

## 2. 社会保障・雇用・教育

### (3) 震災で親をなくした子ども達の状況と支援対策について

#### 児童相談所による要保護児童の確認と相談

- 被災地以外の各自治体へ、児童福祉関係職員の派遣の協力依頼(H23.3.15)。
- 被災自治体の要請により児童福祉司等を派遣、地元の児童相談所の職員と各避難所等を巡回し、要保護児童を把握。児童との面談、養育と生活に関する親族との話し合いを実施 → 被災3県に延べ153人を派遣。
- 合計184人(岩手県82人、宮城県84人、福島県18人)の震災孤児(※)を確認。(H23.5.27現在)  
※今回の震災で両親が共に死亡又は行方不明となった児童の数。多くは親族と一緒に生活している。

#### 子どもの心のケア等

- 精神科医、看護師等から構成される「心のケアチーム」41チームを確保し、27チームが活動中。(H23.5.27現在)
- 第1次補正予算で、地方自治体において、児童福祉の専門職種の者が、必要に応じてスクールカウンセラー等と連携を図りながら、被災した児童への相談・援助を行う費用の補助を計上。(27億円、安心こども基金の積み増し)

#### 要保護児童の受け入れについて

- 児童相談所は、子どもの状況に応じ、できる限り親族による引き受けを調整。必要に応じ親族里親の制度等も活用
- 親族による引き受けがされない児童は、養育里親やファミリーホームなどへの委託を調整。必要な場合には一時的な生活場所として児童養護施設への入所を行う。  
(参考)地元自治体で、未委託の登録里親数は262名。児童養護施設等も一定数の受け入れが可能。

#### 経済的支援

- 遺族基礎年金(月額65,741円)、遺族厚生年金(額は加入期間、報酬により異なる)、労災保険の遺族補償年金(額は賃金に応じて異なる)
- 年金が支給されない場合は児童扶養手当(月額41,550円(所得制限あり))
- 必要に応じ、3親等以内の親族の場合は親族里親(一般生活費として月額47,680円のほか教育費等)、4親等以上の場合は養育里親制度(一般生活費、教育費等のほか、里親手当(月額72,000円))

## 2. 社会保障・雇用・教育

### (4) 東日本大震災に係る幼稚園への支援状況等について

#### 1. 被害が甚大だった3県の被害状況

##### (1) 人的・物的被害を受けた幼児数及び幼稚園数(平成23年5月24日時点)

《人的被害(死亡のみ)》

(単位:人)

	国立	公立	私立	計
岩手県	0	0	9	9
宮城県	0	7	57	64
福島県	0	0	4	4
計	0	7	70	77

《物的被害》

(単位:園)

	国立	公立	私立	計
岩手県	0	35 (1)	38 (3)	73 (4)
宮城県	1	57 (1)	107 (13)	165 (14)
福島県	1	70 (3)	81 (2)	152 (5)
計	2	162 (5)	226 (18)	390 (23)

※括弧内は、全半壊の園数(県を通じた報告から全半壊等と考えられる園数。(2)において同じ。)

##### (2) 再開未定の幼稚園数 (平成23年5月24日時点)

(単位:園)

	国立	公立	私立	計
岩手県	0 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (1)
宮城県	0 (0)	0 (0)	4 (4)	4 (4)
福島県	0 (0)	19 (17)	7 (7)	26 (24)
計	0 (0)	19 (17)	12 (12)	31 (29)

※括弧内は、再開未定のうち、全半壊及び警戒区域等内の園数  
※ほかの施設で再開している場合は含まれていない。

##### (3) 転入園の状況 (平成23年5月24日時点)

H23.5.1現在 (単位:人)

	岩手県	宮城県	福島県	小計
県外での受入れ	26	243	974	1,243
県内での受入れ	70	275	482	827
小計	96	518	1,456	2,070

※幼児数及び幼稚園数は現時点での数値であり、今後変動がありうる。

## 2. 第一次補正予算における対応

### (災害復旧)

[ 1,081億円の内数 ]

- ・甚大な被害以外の復旧や仮設園舎など、復旧費のうち早期に着手が可能な事業を実施するための予算を確保。
- ・激甚災害復旧費補助(1/2補助)に加え、私立学校経常費助成において、私立学校の教育研究活動の復旧費の一部を補助することで、実質的に公立学校に準じた支援を実施。
- ・設置者負担分や当面の経営資金についても、日本私立学校振興・共済事業団への出資により、無利子・長期低利貸付の実施のための予算を確保。

### (経済的支援)

[ 113億円の内数 ]

- ・東日本大震災により、経済的理由から、就園支援が必要となった世帯の幼児に、緊急的な就園支援や保育料減免事業を実施するための予算を確保。

### (幼児の心のケア)

[ 30億円 ]

- ・東日本大震災により被災した幼児を含め、心のケア、教職員・保護者の助言・援助、学校教育活動の復旧支援、福祉機関等関係機関・団体との連携調整等様々な課題に対応するため、スクールカウンセラー等の派遣を行う事業を委託するための予算を確保。



### 3. 地域産業・経済

3

#### (1-1) 産業別付加価値ウエイト

○ 東北の産業別の付加価値ウエイトをみると、電機機械のウエイトが全国平均より約2%ポイント高い4.5%となっており、全地域ブロックで最も高い。また、岩手県では農林水産業、建設業のウエイトが全国平均に比して高い。

<付加価値ウエイト(2008年度)> ※ その地域の全ての付加価値に占める、当該産業の付加価値の割合を示したもの。

	農林水産業	鉱業	製造業	食品	パルプ・紙	化学	土石製品・窯業	一般機械	電機機械	建設業	電気・ガス・水道業	卸売・小売業	金融・保険業	運輸・通信業	サービス業	政府サービス 生産者その他
東北	2.7%	0.1%	17.3%	2.8%	0.5%	0.9%	0.6%	1.5%	4.5%	5.3%	3.8%	10.5%	3.8%	6.3%	21.4%	15.6%
関東・甲信越	0.7%	0.1%	16.3%	2.1%	0.3%	1.6%	0.4%	1.9%	2.3%	4.9%	1.7%	14.3%	7.6%	6.2%	24.2%	9.6%
全国	1.1%	0.1%	18.8%	2.5%	0.4%	1.5%	0.6%	2.2%	2.7%	5.0%	2.2%	13.1%	5.7%	6.6%	22.7%	11.4%
岩手	3.7%	0.1%	15.5%	4.1%	0.5%	0.3%	0.6%	1.8%	2.8%	6.0%	2.2%	9.4%	4.4%	6.2%	21.5%	16.8%
宮城	1.7%	0.0%	12.4%	2.8%	0.7%	0.4%	0.4%	0.9%	2.7%	5.1%	2.1%	14.0%	3.9%	8.6%	23.2%	14.1%
福島	2.0%	0.1%	24.6%	3.6%	0.4%	1.8%	1.0%	2.2%	7.0%	4.4%	9.0%	7.5%	3.6%	5.1%	20.5%	12.4%

(備考) 青字は全国平均より1%ポイント以上ウエイトが大きい業種を示す。

(出典) 内閣府「県民経済計算」より作成

### 3. 地域産業・経済

#### (1-2) 産業別就業者数ウエイト

3

○ 被災地の産業別の就業者数ウエイトをみると、福島では製造業のウエイトが全国平均よりも約3%ポイント高い20.6%となっている。また、岩手県では農林水産業、建設業のウエイトが全国平均に比して高い。

<就業者数ウエイト(2005年度)> ※ その地域の全就業者数に占める、当該産業の就業者数の割合を示したもの。

	農業	林業	漁業	建設業	製造業	熱供給・水道業 電気・ガス・ 情報通信業	情報通信業	運輸業	卸売・小売業	金融・保険業	飲食店・宿泊業	医療・福祉	教育・学習 支援業
東北	9.4%	0.2%	0.7%	10.2%	16.1%	0.6%	1.3%	4.5%	17.6%	2.1%	4.8%	8.9%	4.3%
関東・甲信越	3.2%	0.0%	0.1%	8.1%	16.6%	0.4%	4.3%	5.3%	17.5%	2.9%	5.3%	7.5%	4.3%
全国	4.4%	0.1%	0.3%	8.8%	17.3%	0.5%	2.6%	5.1%	17.9%	2.5%	5.2%	8.7%	4.4%
岩手	12.0%	0.4%	1.2%	9.9%	15.8%	0.4%	1.0%	4.4%	16.5%	1.9%	4.8%	9.1%	4.2%
宮城	5.2%	0.1%	1.0%	9.9%	13.6%	0.6%	2.0%	5.8%	20.1%	2.3%	5.1%	8.1%	4.9%
福島	8.8%	0.2%	0.2%	10.1%	20.6%	0.7%	1.1%	4.3%	16.3%	2.0%	4.8%	8.3%	4.2%

(備考) 青いセルは全国平均より1%ポイント以上ウエイトが大きい業種を示す。

(出典) 総務省「平成17年国勢調査報告」より作成



### 3. 地域産業・経済

#### (2) 農業と農村の復興に向けて

3

1. 被災地域は、地形、風土、文化など実態が大きく異なっており、農業復興の方向も多様。
2. 他方、地域では、まずガレキ除去をはじめとする復旧過程において、復旧を優先したいという声が強く、復興のための本格的議論は一部で始まったばかりの状況。
3. このため、**集落単位での徹底した議論**を行い、地域資源を活かした農業再生の戦略を考えていくことを促す必要。
4. こうした前提の中で、現時点で考えられる地域で選択可能な戦略の代表例は以下のとおり（これらの戦略の組み合わせも検討）。

#### 戦略1 高付加価値化

- 平地に乏しい三陸地域や、既に果実等のブランド化が進んでいる地域では、加工・流通の専門家（**6次産業化プランナー**等）の育成等を通じて**6次産業化**や**ブランド化**を支援し、高付加価値化に向けた取組を推進。また、これら地域ブランド等を活用する2次加工メーカーや流通業による投資を促進。



役場、農協等が共同で設立した公社で乳製品の加工・販売を行い、「田野畑山地酪農牛乳」をブランド化。（岩手県田野畑村）



「仙台いちご」として市場の産地銘柄を確立。市場出荷を核に「夢いちごの郷」での直売や観光農園も展開（宮城県山元町）

#### 戦略2 低コスト化

- 大規模な平野が広がる地域や集落営農が盛んな地域では、**ゾーニングの見直し**や**ほ場の大区画化**により、生産コストを大幅に縮減し、コスト競争力のある農業経営を実現。



七北田川、名取川に囲まれた平地地帯。ほ場の大区画化が進んでいるため、最先端技術により低コスト農業を展開が可能。（宮城県名取市）



個別転作をやめ、集落営農により団地化を図り指定作物の省力・低コスト栽培を推進。（岩手県雫石町）

#### 戦略3 農業経営の多角化

- その他、地域に賦存する資源を活かして、**市民農園**の運営、**グリーン・ツーリズム**、**米粉**パンの製造・販売、**バイオディーゼルの製造**等といった農業経営の多角化を



茅葺き民宿を整備し、多彩な体験型観光を推進。グリーン・ツーリズムを核とした地域づくりが進展。（岩手県野田村）



塩竈市団地水産加工業協同組合がプラントを設置し、組合員の水産加工場の廃食用油からバイオディーゼルの燃料を生成。（宮城県塩竈市）

### 3. 地域産業・経済

#### (3) 漁港の機能分担と今後の復旧・復興に向けて

##### 漁港の機能分担

##### ○全国的な水産物の生産・流通の拠点漁港 (○)

沖合・遠洋漁業等の基地港であるとともに、周辺の漁港より水産物が集積される拠点漁港である。陸揚岸壁、市場や水産加工場等を有し、水産都市が形成されている。水産物の全国流通に大きな役割を果たしている。

##### ●●地域水産業の基盤としての漁港 (●●)

地先の漁場、背後の漁業集落と漁港が一体となり、住民の生産、生活の場を形成している。

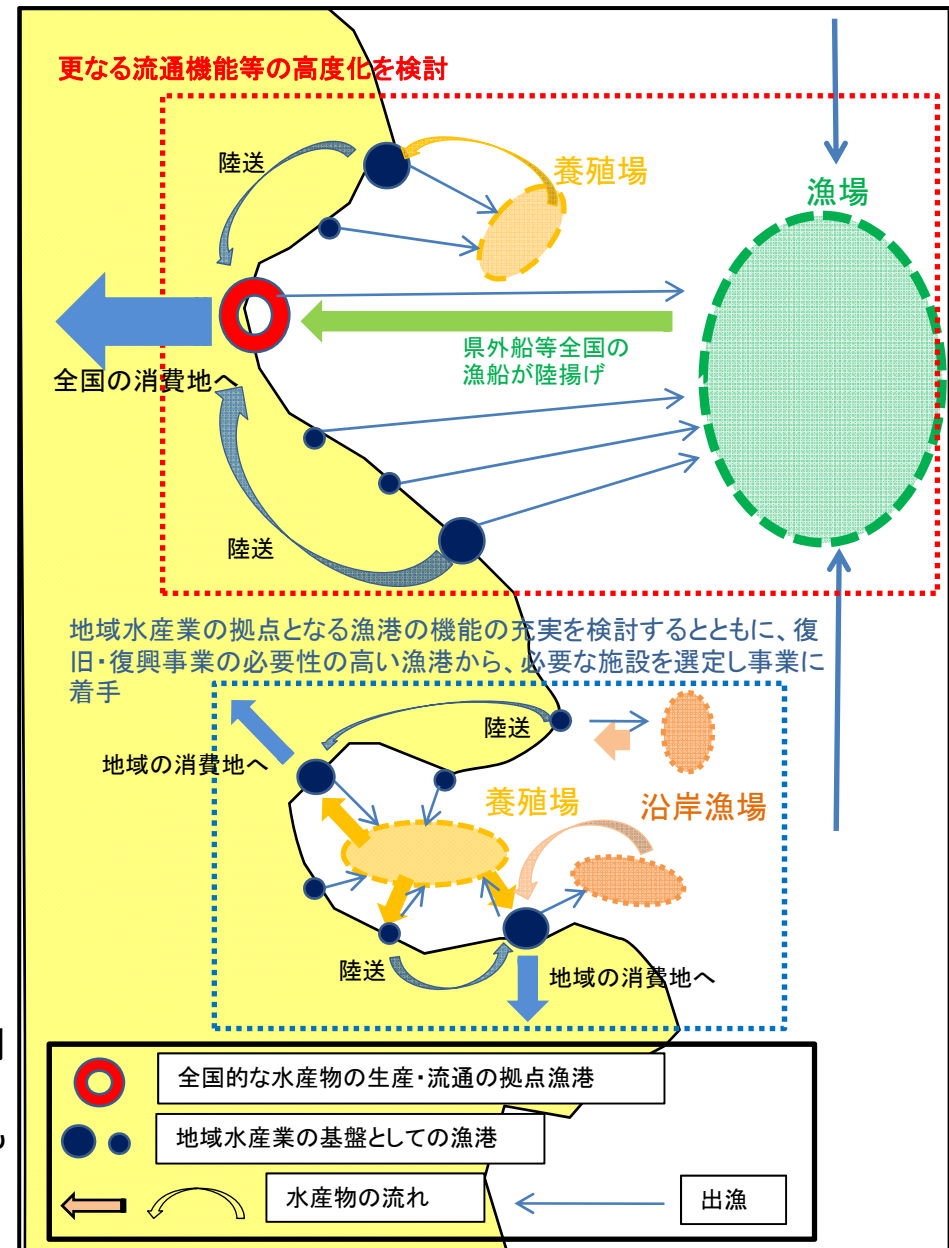
##### 今後の復旧・復興に向けて

##### ○全国的な水産物の生産・流通の拠点漁港 (○)

全国の水産業に与える影響に鑑み、一刻も早く漁業が再開されるよう、緊急的に復旧・復興事業を実施。全国への水産物流通に果たす大きな役割に鑑み、更なる流通機能等の高度化を検討する。

##### ●●地域水産業の基盤としての漁港 (●●)

地元漁業者や地方公共団体等の意見を十分に踏まえ、周辺の漁港との役割分担や背後の漁業集落に配慮する中で、地域水産業の拠点となる漁港の機能の充実を検討するとともに、復旧・復興事業の必要性の高い漁港から、必要な施設を選定し、事業に着手する。



## 4. 防災・地域づくり

### (1)「防災・地域づくり」の検討事項

※ 復興構想7原則においては、「被災地の広域性・多様性を踏まえつつ、地域・コミュニティ主体の復興を基本とする」、「地域社会の強い絆を守りつつ、災害に強い安全・安心のまちの建設を進める」等とされている。

#### (1) 災害に強いまちづくりについて

防災の基本的な考え方を整理したうえで、被災状況、地形等を考慮した複数のまちづくりイメージについて検討

#### (2) 土地利用規制、土地利用転換の仕組みのあり方について

水没地の取扱、宅地と農地との一体的な取り扱い等について検討

#### (3) 住民主体の地域づくりのあり方について

住民合意形成の手法、まちづくり会社等の活用について検討

## 4. 防災・地域づくり

### (2) 地域類型と復興に向けた施策の方向性

地域類型	復興に向けた施策の方向性 (いずれの施策も、防波堤、堤防等の整備 その他必要なインフラの復旧・整備を前提とする。)	活用可能な現行制度
沿海部市街地・漁村等が津波で被災した地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一部の都市機能、集落を、より安全な地域に移転、誘導 (市内の別な市街地に都市機能を集約、高台移転、農地等との土地利用調整 等)</li> <li>○被災市街地内での復興を検討する場合は、以下の「多重防御」を目指す                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・防潮林、二線堤等による減災対策</li> <li>・人的被害を極小化させるための避難対策</li> <li>・災害時要援護者、夜間居住者等の安全性確保</li> <li>・上記を踏まえた土地利用・建築構造規制</li> <li>・産業機能の安全性確保(対浪構造、冠水防止)</li> </ul> </li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防災集団移転促進事業、住宅地区改良事業</li> <li>○建築基準法に基づく災害危険区域</li> <li>○建築制限特例法に基づく最長8か月の建築制限・禁止</li> <li>○被災市街地復興特措法に基づく段階的な都市計画決定</li> <li>○土地区画整理事業</li> <li>○地域防災拠点施設整備モデル事業 (内閣府:避難タワー等の整備に対する補助)</li> <li>○まちづくり会社の活用</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>
	<p>【リアス式海岸を地理的特徴とし、水産業関連を中心に甚大な被害が発生】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○生産基盤を失った生産者に対する復旧事業での雇用</li> <li>○早期に漁業等を再開するための水産関連施設等の応急対応</li> <li>○漁場の復旧を図り、利用可能な漁場から順次漁業を再開</li> <li>○台風等による災害防止のため、早期の防潮堤の復旧</li> <li>○漁村・漁港の防護レベルの検討</li> <li>○全国的な拠点漁港における早期の機能回復</li> <li>○地域水産業の漁港機能分担の検討</li> <li>○6次産業化も視野に入れた水産加工業の復興</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害復旧事業</li> <li>○水産基盤整備事業</li> <li>○被災漁家等の経営再開支援</li> <li>○金融支援(無利子・無担保・無保証人融資の推進)</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>

地域類型	復興に向けた施策の方向性 (いずれの施策も、防波堤、堤防等の整備 その他必要なインフラの復旧・整備を前提とする。)	活用可能な現行制度
平野部の農村 等が津波で被災した地域	<p>○二線堤等の整備・活用等により、農地としての再生と既存集落の安全性を一体的に確保</p> <hr/> <p>【沿岸に広く平野部が展開し、農業関連を中心に甚大な被害が発生】</p> <p>○生産基盤を失った生産者に対する復旧事業での雇用</p> <p>○早期に農業等を再開するための農地や農業用施設等の復旧(がれき除去、除塩等)の実施や関連施設等の応急対応</p> <p>○台風等による災害防止のため、早期の防潮堤の復旧</p> <p>○将来の大規模災害に備えた多機能海岸防災林の造成等の検討</p> <p>○大区画化により、コスト競争力のある農業経営を実現</p> <p>○加工・流通の専門家の育成等を通じた6次産業化やブランド化による高付加価値化に向けた取組を推進</p> <p>○地域に賦存する資源を活かした、経営の多角化の推進</p> <p style="text-align: right;">等</p>	<p>○防災集団移転促進事業、住宅地区改良事業</p> <p>○建築基準法に基づく災害危険区域</p> <p>○建築制限特例法に基づく最長8か月の建築制限・禁止</p> <p>○被災市街地復興特措法に基づく段階的な都市計画決定</p> <p>○土地区画整理事業</p> <p>○地域防災拠点施設整備モデル事業 (内閣府:避難タワー等の整備に対する補助)</p> <p>○まちづくり会社の活用</p> <p style="text-align: right;">等</p> <hr/> <p>○災害復旧事業</p> <p>○土地改良法の特例による除塩事業・区画整理</p> <p>○被災農家等の経営再開支援</p> <p>○金融支援(無利子・無担保・無保証人融資の推進)</p> <p>○土地改良負担金償還の助成</p> <p style="text-align: right;">等</p>
内陸部の地震 動により被災した地域	<p>○住宅・宅地、建築物の修繕・再建による地域の復興を基本とする</p>	<p>○住宅再建、宅地復旧のための各種支援策</p> <p>○大規模盛土造成地の復旧</p> <p>— 災害復旧事業等に関連した復旧</p> <p>— 大規模盛土造成地滑動崩落防止事業</p> <p style="text-align: right;">等</p>
広域にわたって液状化による被害が生じた地域	<p>○面的な地盤強化の方策について、技術的知見に基づく宅地の造成等に際しての基準の在り方を含め、必要な検討を実施</p>	<p>○住宅再建、宅地復旧のための各種支援策</p> <p>○液状化した埋立地等の復旧</p> <p>— 災害復旧事業等に関連した復旧</p> <p style="text-align: right;">等</p>
原発周辺	<p>○原発から放射性物質の放出が続いており、この問題の収束が必要 (地域の農林漁業や土地利用の方向性について検討できる状態にない)</p> <p>○放射性物質による汚染防止、汚染された土壌の放射性物質の除去が優先的に検討されるべき課題</p>	



## 4. 防災・地域づくり

### (3) 土地利用規制の関連法について

4

区 分	区 域	区 域 の 指 定 手 続	換 地 計 画 手 続 きの 有 無
漁 港	漁港区域 【漁港漁場整備法】	○市町村長が関係地方公共団体の意見を聴いて漁港区域を指定・変更。 ○指定・変更にあたり農林水産大臣の認可。農林水産大臣は国土交通大臣に協議。 ○河川区域・海岸保全区域に係るときは、河川管理者・海岸管理者に協議。 ※ 第1種漁港の場合	無
港 湾	港湾区域 【港湾法】	○港務局が国土交通大臣又は都道府県知事の認可を受けて港湾区域を指定・変更。 ○認可にあたり、河川区域・海岸保全区域に係るときは河川管理者・海岸管理者に協議。	無
海 岸	海岸保全区域 【海岸法】	○都道府県知事が海岸保全区域を指定・変更 ○指定・変更にあたり各区域の管理者※に協議。重要港湾の場合は港湾管理者が国土交通大臣に協議。 ※ 管理者：港湾区域は港湾管理者、漁港区域は漁港管理者	無
市 街 地	都市計画区域 【都市計画法】	○都道府県が都市計画区域を指定・変更 ○指定にあたり関係市町村からの意見聴取、国土交通大臣の同意。 ○市街化区域を定める場合、国土交通大臣は農林水産大臣に協議、経済産業大臣・環境大臣から意見聴取。	有
農 地	農用地区域 【農振法】	○市町村が農業振興地域整備計画において設定・変更。 ○設定・変更にあたり都道府県知事の同意。	有
森 林	地域森林計画区 ・保安林 【森林法】	○都道府県知事が地域森林計画区を設定・変更。 ○農林水産大臣は水源のかん養等のために必要があるときは保安林を指定。	無
自然公園	国立公園、 国定公園地域 【自然公園法】	○環境大臣は都道府県からの意見聴取等を経て国立公園・国定公園を指定。 ○指定・変更にあたり関係行政機関の長に協議。	無

上記の個別法に基づく手続きを一本化するような仕組みが必要ではないか。



## 5. いわゆる「特区的な手法」のイメージについて①

- ・「特区制度」とは、政府が、特定の地域(特区)に限定して、特例・支援措置(規制・制度の特例措置、財政支援、税制支援等)を、集中的に講じる仕組み。
- ・特定の地域(特区)で講じられる特例・支援措置は、政策の目的に応じて様々なパターン。
- ・東日本大震災からの復興に係る対策。

### ①一般的対策として実施する措置

- \*将来の類似的災害への対応も含めた(恒久的)措置
- \*被災地域に限定せず周辺地域等も含めた(特例的)措置

### ②今回の大震災/被災地に限定して実施する措置 いわゆる「特区的な手法」 地域ごとのオーダーメイド支援。エリア限定で思い切った対応をワンストップで実施

(参考)我が国で実施・立案されてきた特区制度例

- ①沖縄振興に係る特区制度(特別自由貿易地域、金融特区等)(H10～)税制支援を中心とし、金融支援も行う特区制度
- ②構造改革特区制度(H14～)規制・制度の特例措置に特化した特区制度
- ③総合特区制度(関連法案を審議中)規制・制度の特例措置、税制・財政・金融上の支援措置を総合的に実施する特区制度

※特区として実現されなかった例:エンタープライズゾーン構想  
阪神淡路大震災からの早期復興をめざし提案された、税の特例措置等を含む特区制度

## 5. いわゆる「特区的な手法」のイメージについて②

5

### (1)「特区制度」について

- ・「特区制度」とは、政府が、特定の地域(特区)に限定して、特例・支援措置(規制・制度の特例措置、財政支援、税制支援等)を、集中的に講じる仕組み。
- ・特定の地域(特区)で講じられる特例・支援措置は、政策の目的に応じて様々なパターンがある。

### (2)我が国で実施・立案されてきた特区制度等の例

特区制度	概要	規制・制度の特例措置	税制支援	財政支援	金融支援
沖縄振興に係る特区制度(特別自由貿易地域、金融特区等)(H10～)	税制支援を中心に、金融支援も行う特区制度		○		○
構造改革特区制度(H14～)	規制・制度の特例措置に特化した特区制度	○			
総合特区制度(関連法案を審議中)	規制・制度の特例措置、税制・財政・金融上の支援措置を総合的に実施する特区制度	○	○	○	○

## 5. いわゆる「特区的な手法」のイメージについて③

5

### (3) 特区における規制・制度の特例措置について

特別の地域（特区）において措置される規制・制度の特例措置は、基準の特例に加えて、手続きの特例、権限に関する特例と様々なものがある。

#### 規制・制度の特例措置

##### 基準の特例

- (例)
- ・農家民宿における簡易な消防用設備等の容認
  - ・特定のどぶろく等について、生産量が少量でも酒類製造免許を付与

##### 手続きの特例

- (例)
- ・小水力発電に関する水利権許可手続きの簡素化・迅速化
  - ・国の試験研究施設を国以外の者が活用する際の国への協議を省略

##### 権限の特例

- (例)
- ・島嶼部の市町村によるハローワークへの取次ぎを可能に
  - ・教育委員会が行う学校等の施設の整備や管理を市町村長部局に移管することを可能に

# 5. いわゆる「特区的な手法」のイメージについて④

## (4) 東日本大震災からの復興に係る対策について

- 今回の大震災の被災地域の復興のためには、
  - ・時間軸の観点からは、今回の震災対応に限定して実施する措置及び将来における類似の災害への対応も含めた一般対策として実施する措置
  - ・地理的範囲の観点からは、被災地域に限定して実施する措置及び周辺地域等も含めて実施する措置と様々なものが想定される。
- 被災地域の復興に向けて、これら様々な措置を総合的かつ機動的に活用できる枠組みの整備が重要。
- 具体的には、
  - ①今回の被災地域限定の特別措置を特区制度として導入する。
  - ②特区制度に加えて、被災地域以外のエリアを含めた特別措置を併せて導入する。
  - ③特区制度とは別に、将来の類似の災害にも対応できる一般措置を導入する。などの手法を対策の性格や被災地域の使い勝手の良さ等を勘案して組み合わせていく。

